

指名停止措置について

令和6年2月5日、朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領に基づき、次のとおり指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び指名停止期間

業者名	住所	指名停止期間
株式会社 押田建築設計事務所	富山市丸の内三丁目4番 16号	令和6年 2月 5日(月)から 令和7年 2月 4日(火)まで (12ヶ月)

2. 指名停止事由

立山町が令和5年4月に実施した「グリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務」の指名競争入札に関して、町職員が同社の役員に対し、入札の指名通知前に秘密事項である仕様書の案文を閲覧させた上で設計業務に着手させるなど、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いで同社の役員が逮捕されたもの。

<朝日町入札参加資格者の指名停止等の措置に関する要領>

別表2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) (14) 次のア又はイに掲げる者が町以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ <u>一般役員</u> 又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内 <u>4ヶ月以上24ヶ月以内</u>